

市街化区域内に土地をお持ちのみなさま ～土地の売却にかかる補助制度～

土地の利活用を促進するため、住宅建築等をする方に市街化区域内の土地を売却した土地所有者に対して補助金を交付します。

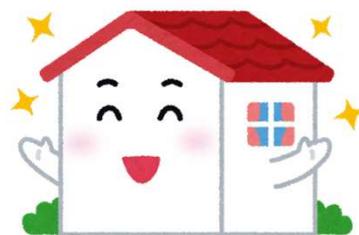
有効に活用できてない土地はございませんか？

期間限定の制度です。
ぜひご活用ください。

■補助対象者

自己の所有する市街化区域内の土地を次の①～③のいずれかに該当する第三者に対して、**令和5年4月1日から令和7年12月31日までに売却**する方

- ① 戸建住宅を建築する者
- ② 賃貸共同住宅等を建築する者
- ③ 住宅分譲地を整備する者



■補助条件

- ① 令和8年12月31日までに建築の確認の申請を行ったこと（上記①、②）
- ② 令和8年12月31日までに開発許可の申請又は第三者との売買契約の締結若しくは土地の整備等に着手したこと（上記③）
- ③ 不動産業を営む者でないこと。

■補助金額

長期譲渡所得金額の3%（上限100万円）

お問い合わせ先

加西市政策部政策課

〒679-2395 加西市北条町横尾1000番地

TEL：0790-42-8700 FAX：0790-43-1800

詳しくは市HPをご覧ください
宅地供給促進補助制度

